

県政動画制作・情報発信支援業務委託仕様書

1 業務名

県政動画制作・情報発信支援業務委託

2 委託期間

契約日から令和7年3月31日まで

3 業務目的

県の施策や取組を県民等に伝え、県政への理解を促進するため県職員自らが制作する動画（下記参照）をSNS等で発信するにあたって、より多くの方が動画を視聴し、効果的に内容が伝わるためのノウハウを県に提供することで、動画制作・情報発信を支援する。

<動画の概要>

内容	・イベント、視察、会議、会見等の行事の報告 ・県の財政予算や施策等の説明 ・知事や県に関する話題を親しみやすく紹介する動画 等
取材時間	30分～半日程度（内容によってはそれ以上の場合あり）
完成品尺	1分～10分程度
取材場所	県内各地（内容によっては県外の場合あり）
公開先	YouTube、X、Facebook等の県が登録したSNSサービス上にアップロード
機材	原則として県が所有する機材を使用（カメラ、マイク、PC等）
編集用アプリ	Adobe社「Premiere Pro」「Photoshop」「Illustrator」等のCreative Cloudサービスで提供されるアプリケーションを主に利用

4 委託業務の概要

(1) 業務実施計画の策定

受託事業者は、本業務を遂行するにあたり、コンセプト、事業スケジュール、実施体制等について、業務実施計画書を策定し、県の承認を得ること。

(2) アイキャッチの制作

動画内で使用するオープニング、場面転換、エンディング等の映像素材を制作する。内容については、受託事業者が提案を行い、県と協議の上で決定すること。

(3) 県職員が行う動画制作・情報発信のための支援

- ① 企画から取材計画作成、取材、編集、サムネイル作成、公開用原稿作成、動画公開までの一連の工程において効果的な情報発信のために必要な支援を行う。
なお、支援にあたっては対面で説明や助言を行うことを原則とし、取材場所等に同行すること。なお、軽易なものについてはオンライン等による支援も可とする。

- ② 支援対象の動画数は18本を上限として県が選定し、その際の①の具体的な方法については協議の上、都度決定する。
- ③ 県が所有する撮影機材や利用するアプリケーションに即した支援を行うこと。

(4) 動画制作・情報発信のためのマニュアル作成

企画から動画公開までの一連の工程を実施するための要点を整理したマニュアルを作成すること。マニュアルは、対面での説明や助言を受けていない者も、一連の工程を実施できるような内容とすること。

5 業務成果の報告及び納品等

- (1) アイキャッチ（委託業務の概要4（2））は、業務実施計画に沿って設定した期日までに電子データで納品すること。
- (2) 全業務の完了後は、業務の成果に関する報告書を取りまとめの上、令和7年3月31日までに提出すること。

6 業務成果の帰属等

- (1) 本業務に関して受託事業者等又は県が制作した動画、撮影素材等の成果物の所有権、著作権及びその他の権利は県に帰属するものとし、県はSNS、ウェブサイト等に随時使用、複製できるものとする。
- (2) 本業務を受けて制作するアイキャッチについて、第三者が権利を有するものを使用する場合、第三者との間で発生する著作権その他知的財産権に関する手続きや使用料等の負担と責任は全て受託事業者等が負うこと。
- (3) 著作権については、契約書の規定もあわせて確認すること。

7 留意事項

- (1) 受託事業者は、委託業務を総括する責任者（以下「責任者」という。）を置き、県と常時連絡が取れる体制とすること。
- (2) 責任者は、県と十分な意思疎通を図ることができる者とし、委託期間を通じて、県と緊密な連携・調整を図るとともに、受託事業者の業務遂行管理を行うこと。
- (3) 受託事業者は、責任者を変更する際には、県の承認を受けること。
- (4) 契約金額には、委託業務に係る必要な経費の一切を含むものとする。
- (5) 業務内容の詳細については、企画提案競技により委託事業者が決定した後、県との協議により変更することがある。
- (6) 受託事業者は、委託業務の履行に当たって、契約書及び本仕様書に疑義が生じたときは、速やかに県と協議を行うこと。
- (7) 委託業務の実施に当たっては、関係法令等を遵守すること。
- (8) 委託業務に関して知り得た業務上の秘密は、契約期間にかかわらず第三者に漏らしてはならない。特に、委託業務により知り得た情報について、委託業務以外の目的で使用

し、又は第三者に漏らしてはならず、善良なる管理者の注意をもって取り扱うこと。

(9) 受託事業者は、本業務の全部又は主体的部分(総合的な企画及び業務遂行管理)を第三者に委任し、又は請け負わせること(以下「再委託」という。)はできない。

ただし、あらかじめ再委託の相手方の住所、氏名及び再委託を行う業務の範囲等を記載した再委託の必要性がわかる書面を県に提出し、県の承認を得た場合は、県が承認した範囲の業務を第三者(以下「承認を得た第三者」という。)に再委託することができる。

なお、再委託する場合は、再委託した業務に伴う承認を得た第三者の行為について、受託事業者は県に対し全ての責任を負うものとする。